

業務委託仕様書

1 委託業務名

横浜市中小企業女性活躍推進事業業務委託

2 事業目的

市内中小企業に対し、女性活躍推進が重要な経営戦略であることを啓発し、誰もが柔軟に働ける環境の整備及び職場風土の改善を支援することにより、企業の経営力・競争力を高める。

3 業務内容

(1) 女性活躍推進セミナーの企画・運営

市内中小企業の経営者、人事担当者等に対し、女性活躍推進の普及啓発を目的としたセミナーを開催し、女性活躍推進の具体的な取組を支援すること。

セミナー等を開催する際は会場を確保すること。

ア キックオフイベント

【1回/年】

女性活躍推進により経営力向上につながった中小企業の事例を紹介する等、女性活躍推進は喫緊かつ重要な経営戦略と意識できるようなセミナーを開催し、女性活躍に向けた取組に関心を持つ企業の掘り起こしを行い、普及啓発セミナー以降に開催する他のセミナーへの参加や女性活躍推進専門家派遣の利用等につながるよう、効果的な周知を行う。

イ テーマ別セミナー

【4回/年】

女性活躍推進に向けた、仕事と育児・仕事と介護の両立、男性の育児休暇取得推進等の意識改革、多様な人材を受け入れるための管理職のマネジメント手法等のテーマを各回毎に設定し、制度整備だけでなく職場風土の改善につながる効果的なセミナーを開催する。

(2) 女性活躍推進専門家派遣の実施

【(1社につき) 最大5回/4社以上】

市内中小企業の取組状況に応じて専門家(社会保険労務士やコンサルタント等)を選定・派遣する。

派遣にあたっては、経営力向上を図るための多様で柔軟な働き方に関する個別課題に対して、継続して支援を行うこととし、アドバイスやコンサルティング、研修等を実施する。また、実施内容と効果について、報告すること。

(3) 「女性活躍推進事例集」に掲載する企業への取材・原稿及び冊子の作成

掲載企業数は市内中小企業5社以上とし、掲載企業情報を的確に把握するため現地取材を行うこと。紹介冊子の表紙デザイン及び各企業紹介ページの構成については複数案検討し、本市と相談の上、決定すること。

【主な掲載内容】

ア 企業理念・事業内容等

イ 各社がどのような課題を抱え、女性活躍の推進に向けた取組によりどのように変化したかについて

ウ 経営者・人事担当者のインタビュー等

エ 女性活躍推進の効果

【原稿作成の注意点】

ア 女性活躍推進を促す内容・構成を踏まえること

イ 掲載企業の魅力が伝わること

ウ 女性活躍推進に取り組むことにより働きやすい職場環境となることが伝わること

【冊子の仕様】

A4版、4色、表紙込み20ページ程度、2,000部作成、冊子データをCD-ROM等にて納品すること

(4) 参加企業や参加者の掘り起こし、募集、受付及び選定の実施

既に女性活躍に取り組んでいる企業だけでなく、女性活躍の取組が進んでいない企業に対しても関心をひく効果的な集客を行うこと。

ア 市内に本社を置く中小企業の経営者、管理職、人事労務担当者等に対し、女性活躍推進セミナーへの募集、受付を行うこと。 【随時】

イ 市内に本社を置く中小企業に対し、専門家を派遣する企業の募集・受付、申込企業の掘り起こしを

行い、選定すること。募集時期等については、年度内に継続した支援を完了させるため、申込み期限等を設定し、計画的に実施すること。また、応募書類、支援対象企業の選定基準の作成等については公平性に配慮するとともに、委託者と十分に協議すること。【随時】

【選定の視点】

- (ア) 一定の女性活躍に取り組んでいるが、効果があまり出ていない企業を優先すること
- (イ) 女性活躍推進に関する制度整備・職場風土の改善に意欲的であること
- (ウ) 効果測定（業況報告、アンケート、冊子掲載等）に協力できること

ウ 過年度及び本年度において横浜市の女性活躍推進支援制度（助成金・専門家派遣事業（※））を利用して、経営力向上に寄与した市内中小企業に対し、次の選定基準に基づき、「女性活躍推進事例集」に掲載する企業の募集・受付、申請勧奨を行い、選定すること。【随時】

（※）助成金は平成26年度より実施。（正式名称：横浜市中企業女性活躍推進助成金、令和元年度は横浜市中企業職場環境向上支援助成金）専門家派遣事業は平成28年度より実施。支援制度利用企業数は令和元年12月末時点130社程度。

【選定基準】（女性活躍推進支援制度利用後の状況）

- (ア) 就業希望者の増加
- (イ) 離職率の低下
- (ウ) 女性管理職の増加
- (エ) 業績の向上（売上高や利益など）
- (オ) 残業時間の削減
- (カ) 有給休暇取得率の増加
- (キ) (ア)～(カ)に多数該当する企業を優先する

(5) その他、事業広報、アンケートの実施

【随時】

本事業に係る広報をチラシ等で効果的に行うとともに、効果検証のために、参加企業に対してのアンケートを企画・実施し、結果を報告すること。また、アンケートのコピーもあわせて提出すること。

4 事業計画書及び実績報告書等の提出（印刷物及びデータ）

(1) 事業計画書

年度当初に年間の事業計画書を作成し、提出すること。

(2) 実績報告書

ア 前期：10月9日（金）までに前期（契約締結日～9月）の実績報告書を提出すること。

イ 後期：契約期間内に、前期の実績に加え、年間の事業成果をまとめた実績報告書を提出すること。

5 委託業務の運営方針

(1) 事業の運営にあたっては、横浜市内の中小企業が置かれている状況や、実情を十分踏まえ、円滑かつ効果的な推進を心がけること。

(2) 本市が実施する他の女性活躍推進事業や雇用促進事業と、相互の事業効果を高める配慮をすること。

(3) 当該事業参加企業における女性活躍の実際的な取組が推進され、身近な成功事例の輩出につながるよう努めること。

6 委託料の支払い

(1) 委託料は、前期及び後期2回に分けて支払うこととし、提出された実績報告書を本市が検査した後に支払うものとする。

(2) 「女性活躍推進専門家派遣」の支払いは、実績（回数）に応じて支払うものとする。

7 業務進行上の注意

(1) 当該業務は、横浜市契約規則および横浜市委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。

(2) 契約締結後速やかに着手し、委託業務の進行については本市に随時報告すること。

(3) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておくこと。

(4) 委託契約約款第6条に基づき、本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、それが本事業を提案した際のグループの一員であっても、横浜市の承諾を得ること。

- (5) 受託者は、常に本市職員（以下「職員」という。）と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (6) 委託業務にかかる著作権はすべて横浜市に帰属することとする。
- (7) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、本市職員と協議して定めること。

8 特記事項の遵守

業務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 事業実施期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで